

所管部課	教育部 教育指導課	部長	小俣 学	
件名	東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について			
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>地方公務員の定年の段階的引上げによる新制度「定年前再任用短時間勤務制」の導入により、地方公務員法上「短時間勤務の職」の用語の定義規定が改正される。そのため、改正前の同規定を引用している東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令を定める。</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市立学校事案決定規程(平成14年教委訓令第2号)の一部を次のように改正する。別表備考中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地方公務員法の改正に伴う規定の整備であり、規程の適切な運用が図られる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。